

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学留学生及び外国人研究者支援並びに大学運営の国際化の推進に関する規程

令和6年4月1日  
規程第 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における留学生及び外国人研究者支援並びに大学運営の国際化の推進に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(留学生及び外国人研究者支援並びに大学運営の国際化の推進)

第2条 本学は、国際的に多様な研究者や学生が集うインクルーシブなキャンパス環境の充実及びグローバル社会で活躍する高度な専門性を持った人材の養成に向け、留学生及び外国人研究者支援並びに大学運営の国際化を推進するものとする。

(留学生・外国人研究者支援室)

第3条 本学における留学生及び外国人研究者支援並びに大学運営の国際化を推進するため、学長の下に留学生・外国人研究者支援室（以下「支援室」という。）を置く。

(業務)

第4条 支援室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 留学生及び外国人研究者並びにそれらの家族の生活支援に関すること。
- (2) その他大学運営の国際化に関すること。

(組織)

第5条 支援室は、次に掲げる室員で組織する。

- (1) 国際担当理事
- (2) 国際担当学長補佐
- (3) エデュケーション・アドミニストレーター（留学生・外国人研究者支援担当）
- (4) 国際課長
- (5) その他学長が必要と認める職員

(室長及び室長補佐)

第6条 支援室に室長及び室長補佐を置き、それぞれ次に掲げる室員をもって充てる。

- (1) 室長 国際担当理事
- (2) 室長補佐 国際担当学長補佐

- 2 室長は、支援室の業務を総括する。
- 3 室長補佐は、室長を補佐する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、支援室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。